



厚生労働省 奈良労働局 発表  
令和元年9月5日

**【照会先】**

奈良労働局労働基準部賃金室  
室長 岩崎 靖  
室長補佐 梅澤 正史  
電話 0742-32-0206

報道関係者各位

**令和元年度 奈良県最低賃金の改正決定について**

— 令和元年10月5日から時間額837円 —

奈良労働局は、奈良県最低賃金を令和元年9月5日付けで正式に改正決定し、同日官報公示を行いました。

これにより、奈良県最低賃金は、官報公示の30日後である令和元年10月5日から時間額837円となります。

奈良県最低賃金は、奈良県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

**(参 考)**

**奈良県最低賃金の推移**

年 度	最低賃金額（時間額）	引上げ額	引上げ率
平成27年度	740円	16円	2.21%
平成28年度	762円	22円	2.97%
平成29年度	786円	24円	3.15%
平成30年度	811円	25円	3.18%
<b>令和元年度</b>	<b>837円</b>	<b>26円</b>	<b>3.21%</b>